

お子様が下記の感染症にかかった場合、余病の併発と他者への感染予防のため、学校安全保健法の規定により「出席停止」となります。（「出席停止」の場合は、欠席なりません。）

なお、医師により登園許可の診断が出された後は、下記の「登園届」に保護者の方が記入の上、幼稚園に提出してください。ご不明な点、ご相談がありましたら幼稚園までご連絡ください。

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止期間
第一種	※（下記欄外参照）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1 を除く）	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日（幼児 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後 3 日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべて発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消失した後、2 日を経過するまで
第三種 その他の感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により園医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により園医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登園可
	ウイルス性肝炎	A 型・E 型・肝機能正常化後登園可、B 型・C 型：出席停止不要
	手足口病	発熱や咽頭の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登園可
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登園可
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登園可
	アタマジラミ	専用駆除剤を使用し洗髪する。頭髪同士の直接接触をさければ登園可
	伝染性軟属腫（水いぼ）	園医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまでプールは見学
	伝染性膿痂疹（とびひ）	園医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまでプールは見学、搔きこわしなどある場合はガーゼなどでカバーし、触れないようにする

※第一種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

きりとり

登園届

令和 年 月 日

中野小鳩幼稚園園長 殿

●病名 _____

●病院名 _____

上記の疾病について、_____月_____日から加療の結果、医師からの登園許可の診断が出されたので、
_____月_____日から登園いたします。

組 園児名 _____

保護者名 _____ 印 _____